

コロナ禍の橋本会計の業務内容

オミクロン株の感染拡大により、収まりかけていたコロナ感染が昨年以上の猛威をふるっており、今後も感染防止対策及びコロナ禍での事業運営に注意が必要です。

橋本会計においては、感染防止対策をしたうえで、資料郵送をお願いし、訪問報告をオンライン報告にすることによりタイムリーな業績報告ができるように努めます。

これまでのコロナ禍での橋本会計のサービスをまとめますので、ご利用をお願い申し上げます。

1. 現状把握のために診療収入の状況をタイムリーにご報告いたします

- (1) 安心月次報告書及び患者データ報告書により現状の診療収入の状況を把握していただき、タイミングよく対応がとれるように情報提供をいたします。
- (2) タイムリーな業績報告が、種々のコロナ対策への前提となります。
- (3) 特に、各種支援金が診療収入の前年、前々年比較による減少率により決定されることから業績の早期把握は重要です。

2. コロナ禍の公的制度融資のご紹介と申込準備をいたします

- (1) 公的制度融資を中心として、状況にマッチした融資制度のご紹介をいたします。
- (2) 特に、医療関係独自の融資制度については多くのお客様にご利用いただきました。
- (3) 今後の返済開始後の資金計画についても事前提案しております。

3. コロナ禍の各種支援の申請代行をいたします（一部有料）

- (1) 持続化給付金、家賃支援金、感染防止対策支援金等の申請代行をいたします。
- (2) 特に、都道府県ごとの月次支援金や医療機関向けの支援金については医療専門会計事務所の強みが発揮されます。
- (3) 都道府県の月次支援金については、今後も前年、前々年の診療収入との減少率に決定されるので継続チェックは必要です。

4. 感染対策のために業務改善いたしました

- (1) お客様への訪問によるコロナ感染防止のために資料収集については、郵送ツール（クリックポスト）の導入により郵送収集を中心といたしました。
- (2) また、報告打合せ時のコロナ感染防止対策のために、オンライン会議システムを導入してお客様の都合の良い時間、非接触による報告ができるようにいたしました。
- (3) 診療収入データの早期集計を図るために、患者データ集計システムを開発しました。

橋本会計の感染防止対策

コロナ禍の感染防止対策上、月次業務及び確定申告業務につき下記取組についてご協力をお願い申し上げます。

1. 確定申告期間中の土曜出勤日は事務所内又は在宅勤務としてお客様訪問を差し控えます。
2. 資料収集の郵送、報告打合せのオンライン化についてご理解をお願い申し上げます。

歯科会計®

事業復活支援金

新型コロナウイルスで売上高が大きく減少した中小法人、小規模事業者やフリーランスを含む個人事業主に対して新たに支援金が設けられました。

1. 対象者

新型コロナの影響で、**2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者**（中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主）

※新型コロナウイルスとの影響とは関係のない売上減少（自主的な休業や営業時間の短縮等）は給付対象外となります。

2. 給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～5億円以下	年間売上高 5億円超
50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※年間売上高は基準月を含む事業年度

3. 給付額算定式

基準期間の売上高（※） - 対象月の売上高 × 5 か月分

※「2018年11月～2019年3月」「2019年11月～2020年3月」「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間で売上高の比較に用いた月（基準月）を含む期間

4. 申請期間

2022年1月31日（月）～5月31日（火）

5. 申請方法

専用サイト（<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>）にてアカウントを作成し、登録認定機関（橋本会計該当）の事前確認を受けた上で申請。

過去に一時支援金や月次支援金の支給を受けたことがある方は申請ステップが省略となります。

6. 申請書類

- ①履歴事項全部証明書（法人）または本人確認書類（個人）
- ②2019年度、2020年度及び選択する基準期間をすべて含む確定申告書類の控え
- ③対象月の売上台帳
- ④振込先の通帳（通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ）
- ⑤代表者または個人事業者本人が自署した宣誓・同意書

ドクター会計

雇用調整助成金の特例措置延長

感染力の非常に強いオミクロン株の流行により、ご本人またそのご家族が自宅待機となるケースが増えています。濃厚接触者となった従業員に、休業手当を支払って休ませる場合には雇用調整助成金の利用をご検討ください。現在、助成率及び上限額が引き上げとなる特例措置が令和4年3月まで延長となっています。

1. 雇用調整助成金の支給対象

以下の条件を満たす全ての業種の事業主

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している
- ② 最近1か月間の売上高または生産量などが**前年同月比5%以上減少**している(※)
※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。
- ③ 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

2. 助成対象となる労働者

事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当など

※雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は、「緊急雇用安定助成金」の助成対象となります。(雇用調整助成金と同様に申請できます)

3. 1人1日あたり上限額(中小企業)

判定基礎期間の初日	令和3年12月まで	令和4年1月・2月	令和4年3月
原則	4/5 (9/10)	4/5 (9/10)	4/5 (9/10)
	13,500円	11,000円	9,000円
業況特例・地域特例	4/5 (10/10)	4/5 (10/10)	4/5 (10/10)
	15,000円	15,000円	15,000円

※括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合

【小学校休業等対応助成金】

雇用調整助成金とは別の助成金となりますが、コロナ禍で小学校などが臨時休業し、仕事を休まざるを得なくなった保護者を支援する「小学校休業等対応助成金」といった助成金があります。こちらも対象期間が令和4年3月まで延長されています。

① 助成額

休暇中に支払った賃金相当額×10/10

② 日額上限

令和4年1・2月 11,000円(緊急事態宣言・まん防実施区域は15,000円)

令和4年3月 9,000円(同15,000円)

医療承継

成年年齢改正に伴う影響

成年年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げる民法改正が 2022 年 4 月 1 日から施行されることとなります。相続税・贈与税に関して、この改正による影響・変更点を以下にまとめます。

有利な影響がほとんどですが、なかには不利な影響を及ぼすものもあります。

<未成年者控除>

相続税の計算において、20 歳未満の相続人は 20 歳に達するまでの残りの年数に応じた控除が受けられますが、この「20 歳」が「18 歳」に変更になります。

未成年者控除額 = (18 歳 - 相続発生時の年齢) × 10 万円

<直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税率の特例>

直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税は有利な特例税率が適用されます。この特例制度の適用に係る受贈者の年齢要件が、「20 歳以上」から「18 歳以上」に引き下げられます。

<住宅取得等資金贈与、教育資金贈与、結婚子育て資金贈与の特例>

住宅取得等資金の非課税贈与制度、教育資金、結婚・子育て資金の非課税贈与制度の適用に係る受贈者の年齢要件が、「20 歳以上」から「18 歳以上」に引き下げられます。

<相続時精算課税制度>

生前に贈与を受けた財産を、相続時に相続財産として相続税の計算を行い、過去に申告納付した贈与税を精算する制度（相続時精算課税制度）の適用を受けることができる者の年齢が、贈与の年の 1 月 1 日において「20 歳以上」から「18 歳以上」に引き下げられます。

<遺産分割協議>

相続人のなかに未成年者がいる場合は、その未成年者は遺産分割協議に参加できず、家庭裁判所で特別代理人の選任を受ける必要があります。

令和 4 年 4 月 1 日以降であれば、18 歳以上の相続人は遺産分割協議に参加することができるようになります。